

《仮訳（要約）》

フランス共和国 情報通知 No 2004-64（2004年6月6日付）

および改定文書（2016年1月1日付）

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は資料作成には
できる限り正確に記載するよう努力しておりますが、
その正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありません。
本情報の採否はお客様の判断で行ってください。
また、万一、お客様等が不利益等を被る事態が生じましても、
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は一切責任を負うことが
できませんので、ご了承ください。

※ 原典については下記リンク先を参照してください。

http://www.club-mcas.fr/pdf_public/NI2004-64.pdf

<https://ibebvi.be/src/Frontend/Files/userfiles/files/DM-4B-COM-001-V01.pdf>

※ 原典(68 ページ)、改定文書(58 ページ)より、食品接触材に関する箇所の概要および適用範囲を要約。翻訳は省略。

概要：

フランス競争・消費・不正防止総局（DGCCRF）から出されていたもので、食品接触材料に関する指針や情報を提供する文書である。

具体的には、食品接触材料の法的基準や安全性の評価方法、許容される物質や量などが記載されている。この文書は、フランス国内で事業を行う食品業界の企業や団体に向けたものであり、食品衛生に関心のある一般消費者にも有用な情報が含まれる。

しかし、現在はこの文書は最新のものではなく、DGCCRF の公式サイトの下記リンク先に分割されて記載されている。

<https://www.economie.gouv.fr/dgccrf/Fiche-generale-relative-a-la-reglementation-des-ma>

適用範囲：

以下の素材カテゴリーを扱う。

- プラスチック材料
- 複合材料
- セラミック、ガラス、クリスタル、ガラスセラミック、エナメル加工品
- 紙とボール紙
- アルミニウム
- ステンレス鋼
- 包装用を除く鋼材
- パッケージ用非塗装鋼板（ブラックプレート）
- パッケージ用金属被覆鋼板（ティンプレート）
- パッケージ用有機塗装鋼板
- 鋳鉄
- 錫(すず)
- 亜鉛
- 各種被覆金属および白化金属
- ゴム